

新 家計急変世帯のための高校生等奨学給付金のご案内

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど、家計急変により収入が激減し、低所得者となった世帯に対する新たな高校生等奨学給付金制度が設けられました。

**申請を希望される方は書類をお渡ししますので
太子高校事務室までご連絡ください。**

○申請できる方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・ 保護者等が兵庫県内に在住している
- ・ 在学中に、高校生等奨学給付金をこれまで3回（定時制又は通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・ 生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・ 前年の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税でない
- ・ 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていない

○収入基準

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税に相当する世帯（提出書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します）

【世帯人数別の年収見込額】 ※控除対象配偶者を含む親権者全員の収入を加算する

2人世帯	2,044,000 円未満 (寡婦(寡夫))の場合	5人世帯	3,214,286 円未満
3人世帯	2,214,286 円未満	6人世帯	3,700,000 円未満
4人世帯	2,714,286 円未満	7人世帯	4,137,500 円未満

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は収入見込額には含めません。

○給付額

- ・ 7月1日以前に家計が急変し、かつ学校の定める提出期限日までに提出した場合

全日制・定時制		通信制
第1子	第2子以降	
84,000 円	129,700 円	36,500 円

- ・ 7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び提出期限日以降に申請した場合
申請した月の翌月以降（申請日が月の初日の場合は当月以降）の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

84,000 円×6月（10月～3月）／12月＝42,000 円

○提出書類

- ・ 奨学のための給付金受給申請書【家計急変用】、保護者等全員の課税証明書等、世帯全員分の健康保険証（写）等、家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類（離職票、解雇通知書、廃業届出、会社作成の給与支払見込証明書 など）、その他必要に応じた追加書類

※ 連絡をいただいた方に申請書等をお渡しします。

○提出期限 令和2年7月21日（火）（7月1日以前に家計急変した場合）

期限以降も随時受け付けます。（給付額は、申請時期に応じた金額となります。）

※ 7月2日以降に家計が急変した場合は、すみやかに申請してください。

○その他 家計急変に該当しない離職（定年退職など）は、給付の対象となりません。

○提出・問合せ先 太子高等学校 事務室（079-277-0123）

裏面 Q&A⇒